

令和6年2月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和6年2月26日(月) 午後1時30分  
 2. 開催場所 勝山市役所 第1・2委員会室  
 3. 出席委員 農業委員10名、農地利用最適化推進委員8名  
 会長 1番 松村 勘兵衛  
 会長職務代理 2番 辻 尊志  
 農業委員 3番 北山 謙治  
 4番 須見 則雄  
 6番 山内 百合子  
 7番 高野 忍  
 9番 吉田 武博  
 10番 滝本 和子  
 11番 田中 政男  
 12番 酒井 清泰  
 農地利用最適化 1番 横山 定守  
 推進委員 2番 坂上 信雄  
 4番 吉田 新一  
 5番 前田 壽夫  
 6番 松井 喜治  
 8番 林 博史  
 9番 廣瀬 介治  
 10番 鳥山 義昭

4. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第49号	農地法第3条の規定による許可申請について	可決
議案第50号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第51号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）	可決
議案第52号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（賃借権の設定）	可決
議案第53号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第54号	農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第55号	農作業標準料金について	可決

- (報告事項) ・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
 ・ 農地法第18条第6項の規定による通知について  
 ・ 農地の転用事実に関する照会の回答について

5. 農業委員会事務局 事務局長 竹生 禎昭 係長 久永 幹生 主事 田中 愛里沙  
 会計年度任用職員 山内 佳奈

## 令和6年2月 勝山市定例農業委員会 シナリオ

事務局長	2月定例農業委員会の前にお時間10分ほど頂戴いたしまして、勝山市観光まちづくり株式会社より新市場事業構想のご説明がございます。それではよろしく願いいたします。
勝山市観光まちづくり会社	(説明)  (質疑応答)
事務局長	ありがとうございました。  ただいまから、令和6年2月定例農業委員会を開催いたします。また、山口委員、牧野委員、田中昭司委員、松田委員は欠席の旨お伺いしております。  それでは、松村会長よりご挨拶を申し上げます。
松村会長	(あいさつ) 本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。委員各位には厳正な審議をお願いすることになりますが、ご協力のほどよろしく願いいたします。
事務局長	ありがとうございました。 では、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。
議長(松村会長)	これより本日の会議に入ります。 事務局より2月分の経過報告を申し上げます。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、本日の議事録署名委員を 11番 田中 政男 委員 12番 酒井 清泰 委員 の両名にお願いします。  これより議事に入ります。
議長(松村会長)	日程第1 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)

議長（松村会長）	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。田中政男委員より報告をお願いいたします。
田中政男委員	譲渡人と譲受人は近い親戚で譲渡人は数年前に地元を離れております。そして先月には水田は全て譲受人に所有権を移す許可が下りております。今回は家の前の畑を売買されるということです。譲受人につきましても該当地は家のすぐ前ということで、家庭菜園に使われるということで問題ないかと思えます。以上です。
議長（松村会長）	ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。  ないようですので、これより採決いたします。 議案第49号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第49号は、原案どおり承認することに決しました。
議長 （松村会長）	日程第2 議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	（説明）
議長 （松村会長）	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。高野委員より報告をお願いいたします。
高野委員	16日の日に現地調査を行いました。3ページの写真を見て頂ければお分かりのとおり、周辺は一帯的に宅地になっておりまして、この場所だけが残っているということでございます。ここでちょっと問題になりましたのが、登記簿地目は宅地にもかかわらず畑を作っていたということで、課税地目は畑となっております。登記簿地目が宅地のところに住宅を建てるということで、許可申請が必要なのか検討したんですけども、いろいろ相談した結果、あくまでも現況が畑ならば農地という扱いになりますので、農業委員会の意見が必要ということでございました。 現地を見た限りでは何ら問題はございません。また譲渡人と譲受人は親子関係でもあり、地区の同意も得ているということでよろしく願います。

議長  
(松村会長)

ありがとうございました。  
報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。  
ご意見、ご質問はありませんか。

ないようですので、これより採決いたします。  
議案第50号は原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。

委員

異議無し

議長  
(松村会長)

それでは、議案第50号は、原案どおり、「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。

議長  
(松村会長)

日程第3 議案第51号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集計画の決定（所有権の移転）について、を議題とします。  
当議案につきましては、鳥山委員が当事者（申請者）となっておりますので、一旦退席をお願いいたします。

(鳥山委員 退席)

議長  
(松村会長)

では、事務局より説明願います。

事務局

(説明)

議長  
(松村会長)

このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。  
酒井委員より報告をお願いいたします。

酒井委員

譲渡人は両親は遅くまで地元に住居しておりましたが、若い方は早い段階から市外の方に居住しておりまして、両親が二人とも亡くなり、今現在は居住されていたところも更地となっております。そこで農地についても処分されたいということになり、譲受人は今まで譲渡人の田んぼを耕作されておりましたので、調査書のとおりでございます。また現地確認をした結果、6ページの写真では2筆になっておりますが、現況では1枚の田になっており、譲受人に移行することに何ら問題はないと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

議長  
(松村会長)

ありがとうございました。  
報告はお聞きのとおりです。  
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

ないようですので、これより議案第51号について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

委員	異議なし
議長 (松村会長)	それでは、議案第51号については、承認することに決しました。 では、鳥山委員の入室を許可します。
議長 (松村会長)	続きまして、 日程第4 議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（貸借権の設定）について、を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長 (松村会長)	説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。  ないようですので、これより議案第52号について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長 (松村会長)	それでは、議案第52号については、承認することに決しました。
議長 (松村会長)	続きまして、 日程第5 議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（中間管理事業による賃貸借権の設定）及び、日程第6 議案第54号 農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取についてを議題とします。 これらは関連がありますので一括して行います。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長 (松村会長)	それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。  ないようですので、これより採決いたします。 ではまず、議案第53号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし

議長（松村会長）	それでは、議案第53号については、承認することに決しました。
議長（松村会長）	続いて、議案第54号について採決いたします。 議案第54号は、「適当である」旨の意見を付することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第54号については「適当である」旨の意見を付すること決しました。
議長（松村会長）	続きまして、日程第7 議案第55号 農作業標準料金についてを議案とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	（説明）
議長（松村会長）	それでは審議に入ります。 ご意見ご質問はありませんか。 ないようですので、これより、採決いたします。 議案第55号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
委員	異議なし
	それは、議案第55号は、原案のとおり承認することに決しました。
議長（松村会長）	次に、報告事項に入ります。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	（報告）
議長（松村会長）	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。
事務局	（報告）
議長（松村会長）	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、農地の転用事実に関する照会の回答について、事務局から報告願います。
事務局	（報告）

議長（松村会長）	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、その他について事務局よりお願いいたします。
事務局	それでは地域計画の進捗状況についてご報告いたします。 （報告）
議長（松村会長）	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、全体を通して何かご質問はございませんか。  最後に、次回の定例農業委員会について、事務局より説明願います。
事務局	次回の農業委員会は、令和6年3月26日(火) 午後1時30分から、勝山市教育会館 3階 第3研修室にて、農地利用最適化推進委員会と合同開催を予定しております。よろしくお願いいたします。
議長（松村会長）	以上で本定例農業委員会の審議事項及び報告事項は全て終了いたしました。みなさまご協力いただきありがとうございました。  では、進行を事務局にお戻しします。
事務局長	松村会長、ありがとうございました。  以上で2月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、辻職務代理より閉会のことばを申し上げます。
辻職務代理	閉会の言葉